



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年2月22日金曜日 第1333号

◇ 目 次 ◇ 告 示

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 209
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 209
 救急病院の協力申出..... 210
 救急診療所の協力申出..... 210
 新たな土地改良事業の施行の認可（2件）..... 210
 町営土地改良事業の施行の同意（6件）..... 211
 村営土地改良事業の施行の同意..... 211
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（6件）..... 211
 町営土地改良事業の換地処分..... 212
 県営土地改良事業の工事の完了..... 212
 保安林の指定の解除（2件）..... 212
 建設業者の許可の取消し..... 213
 道路の区域変更（県道石鎚丹原線外）..... 214
 道路の供用開始（"）..... 214
 道路の区域変更（県道久谷森松停車場線外）..... 215
 道路の供用開始（"）..... 215
 道路の区域変更（県道西条久万線外）..... 216

道路の供用開始（"）..... 216
 道路の区域変更（一般国道379号）..... 216
 道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）..... 216
 道路の供用開始（"）..... 217
 道路の区域変更（一般国道378号外）..... 217
 道路の供用開始（"）..... 217
 道路の区域変更（一般国道379号）..... 218
 道路の供用開始（"）..... 218
 道路の区域変更（一般国道378号）..... 218
 道路の供用開始（"）..... 219
 道路の区域変更（県道宇和三瓶線）..... 219
 道路の供用開始（"）..... 219
 道路の区域決定（県道宇和明浜線）..... 220
 道路の位置の指定..... 220

公安委員会告示

型式の検定に係る遊技機の告示..... 220

雑 報

公示による通知..... 221

告 示

○愛媛県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 佐々木整形外科クリニック	喜多郡五十崎町大字古田甲1408-1	佐々木整形外科クリニック	喜多郡五十崎町大字古田甲1408-1	平成14.1.1
二神理江	宇和島市中央町一丁目4番10号	二神歯科クリニック	宇和島市中央町一丁目4番10号	平成13.12.1

○愛媛県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
佐々木 徹	喜多郡五十崎町大字古田甲1408-1	佐々木整形外科クリニック	喜多郡五十崎町大字古田甲1408-1	平成14.1.1
二宮 孝順	西宇和郡保内町川之石2-6	二宮医院	西宇和郡保内町川之石2-6	平成14.1.1

二 神 昌 幸	宇和島市中央町一丁目 4番 10号	二神齒科医院	宇和島市中央町一丁目 4番 10号	平成13. 9 . 26
---------	----------------------	--------	----------------------	--------------

○愛媛県告示第 365 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による救急病院である。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
野本記念病院	松山市三番町五丁目12番地 1	医療法人財団 仁 清 会	平成17年 1月31日 まで
松山市民病院	松山市大手町二丁目 6番地 5	財団法人 永 頼 会	
松山赤十字病院	松山市文京町 1 番地	日本赤十字社 愛 媛 県 支 部	
愛媛県立中央病院	松山市春日町83番地	愛 媛 県	
南松山病院	松山市朝生田町一丁目 3番10号	医療法人 仁 友 会	
医療法人社団大寿会大野病院	松山市天山一丁目12-5	医療法人社団 大 寿 会	
梶浦病院	松山市三番町四丁目 8-1	梶 浦 孝 允	
愛媛生協病院	松山市来住町1091- 1	愛媛医療生活協 同組合	
白石病院	今治市松本町一丁目 5番地 9	医療法人 慈 風 会	
医療法人聖ルカ会木原病院	今治市別宮町三丁目 7の 8	医療法人 聖 ル カ 会	
水島外科病院	今治市北日吉町一丁目 7番43号	水 島 正 俊	
三木病院	今治市泉川町一丁目 3番45号	医療法人 天 楽 会	
医療法人真泉会第一病院	今治市宮下町一丁目 1番21号	医療法人 真 泉 会	
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目 5番 5号	愛 媛 県	
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目 1番 6号	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部愛媛県済生会	
今治セントラル病院	今治市松本町二丁目 6番地 6	医療法人 杏 風 会	
財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町 1番 5号	財団法人 積 善 会	
住友別子病院	新居浜市王子町 3番 1号	住友金属鉱山株 式会社別子事業 所	

愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目 1番 1号	愛 媛 県	
愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13- 27	労働福祉事業団	
済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪 269 - 1	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部愛媛県済生会	
医療法人同心会西条中央病院	西条市朔日市804番地	医療法人 同 心 会	
大洲中央病院	大洲市東大洲 5 番地	医療法人 北 斗 会	
喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	社団法人 喜 多 医 師 会	
医療法人紫愛会石川病院	川之江市上分町732番地 1	医療法人 紫 愛 会	
公立周桑病院	東予市壬生川131番地	周桑病院企業団	
横山病院	周桑郡小松町大字新屋敷甲286	医療法人 倅 清 会	
国民健康保険久万町立病院	上浮穴郡久万町大字久万町65	久 万 町	
松山城東病院	松山市松末二丁目19番36号	医療法人社団 慈 生 会	平成17年 2月11日 まで
大洲記念病院	大洲市徳森1512番地	医療法人 忍 風 会	平成17年 1月31日 まで

○愛媛県告示第 366 号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による救急診療所である。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
勝呂外科	松山市二番町四丁目 2- 8	医療法人社団 勝 呂 外 科	平成17年 1月31日 まで

○愛媛県告示第 367 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・阿蔵地区）の施行を平成14年 2月13日認可した。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・折尾地区）の施行を平成14年2月13日認可した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・玉川（中村）地区）の施行に平成14年2月6日同意した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・玉川（原田）地区）の施行に平成14年2月6日同意した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・佛ノ尾地区）の施行に平成14年2月6日同意した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・洗場地区）の施行に平成14年2月13日同意した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・堂ヶ市地区）の施行に平成14年2月13日同意した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（県

単独補助土地改良事業（かんがい排水）・久保津地区）の施行に平成14年2月13日同意した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、日吉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下鍵山地区）の施行に平成14年2月6日同意した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第376号

広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市舟木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 広見町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市舟木地区）計画書の写し
- (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年2月25日から3月25日まで

3 縦覧場所

広見町役場

○愛媛県告示第377号

広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 広見町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市地区）計画書の写し
- (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年2月25日から3月25日まで

3 縦覧場所

広見町役場

○愛媛県告示第378号

広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下大野地区）の施行は、適当

と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 広見町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下大野地区）計画書の写し
 - (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月25日から 3月25日まで
- 3 縦覧場所
広見町役場

○愛媛県告示第 379 号

広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・芝地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 広見町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・芝地区）計画書の写し
 - (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月25日から 3月25日まで
- 3 縦覧場所
広見町役場

○愛媛県告示第 380 号

玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長谷四部落地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 玉川町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長谷四部落地区）計画書の写し
 - (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月25日から 3月25日まで
- 3 縦覧場所
玉川町役場

○愛媛県告示第 381 号

玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・与和木柿ノ窪地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 玉川町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・与和木柿ノ窪地区）計画書の写し
 - (2) 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月25日から 3月25日まで
- 3 縦覧場所
玉川町役場

○愛媛県告示第 382 号

平成14年 2月12日玉川町営中山間地域総合整備事業玉川（原田）地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 383 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
担い手育成基盤整備事業	一本松地区	平成13年 3月26日

○愛媛県告示第 384 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡西海町外泊42（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 385 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡西海町外泊42（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 386 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 12) 第5214号	平成12年 5月12日	丸正工務店	正 靖	川之江市市川之江町1248	平成13年 10月22日	建築工事業	事業主の引退
(般 - 13) 第13375号	平成13年 4月22日	(株)フロンティア	石川 稔夫	川之江市金生町下分74 8 - 1	平成13年 11月8日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第2418号	平成9年 12月20日	宇摩建設(株)	脇 通子	川之江市金田町金川丁 531	平成13年 11月9日	土木工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第12093号	平成12年 10月21日	(有)藤井電設	藤井 一正	伊予三島市寒川町3402	平成13年 12月7日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 8) 第6440号	平成8年 10月18日	富士興業(株)	梶谷 幸平	新居浜市磯浦町13 - 2	平成13年 10月3日	大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロッ ク工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 8) 第8135号	平成9年 2月26日	(有)教材園	服藤鹿世子	新居浜市坂井町1 - 8 - 4	平成13年 10月19日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第7094号	平成12年 4月14日	大西建設	大西 頼行	新居浜市船木甲4287 - 6	平成13年 11月5日	大工工事業	事業主の引退
(般 - 12) 第3250号	平成12年 6月7日	三宅組	三宅 福馬	新居浜市中村松木2 - 6 - 14	平成13年 11月21日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第10845号	平成12年 5月31日	工藤建設	工藤 勤	周桑郡丹原町大字田滝 甲52	平成13年 10月11日	大工工事業	建設業の廃止
(般 - 8) 第9272号	平成8年 11月14日	(株)サンワ	村上 良治	越智郡伯方町大字木浦 甲3458 - 5	平成13年 10月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第5673号	平成12年 10月18日	九王造園	渡部 秋則	越智郡大西町大字九王 甲1595	平成13年 11月1日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第9755号	平成12年 3月4日	長井電設	長井 敏夫	今治市南高下町3 - 5 - 27	平成13年 12月4日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第14228号	平成11年 4月16日	(有)新和建設興業	橋田 修	今治市南鳥生町2 - 2 - 32	平成13年 12月6日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 8) 第4305号	平成8年 12月17日	(株)山崎組	山崎 卓也	越智郡宮窪町大字宮窪 5754 - 4	平成13年 12月16日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第9513号	平成9年 7月12日	西本電気商会	西本 繹	今治市四村6 - 1	平成13年 12月26日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 8) 第4053号	平成8年 7月9日	畠下鉄工所	畠下登美子	松山市山越4 - 4 - 3	平成13年 10月3日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第11786号	平成9年 12月6日	(株)ホルス	河窪 淨之	松山市北吉田町1038	平成13年 10月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第8554号	平成9年 11月22日	(株)トータルピタス	山岡サツキ	松山市鴨川3 - 2 - 34	平成13年 10月15日	塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止

(般 - 12)第10864号	平成12年 6月17日	山岳工業(株)	山崎 岳実	松山市空港通 2 - 16 - 7	平成13年 10月15日	土木工事業 とび・土工工事業 さく井工事業	建設業の廃止
(般 - 9)第2114号	平成 9年 12月 1日	大誠建設(株)	大政 良臣	松山市小坂 4 - 16 - 23	平成13年 10月23日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特 - 11) 第2910号	平成12年 3月 4日	東芝計装(株)	小野 律太	松山市大橋町384	平成13年 10月31日	電気工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 8)第879号	平成 9年 3月 3日	(株)越智鉄工所	越智 正博	松山市高岡町285 - 1	平成13年 11月 1日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 11)第11845号	平成12年 2月24日	(株)拓殖	渡部 忠孝	松山市南吉田町1438 - 6	平成13年 11月15日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 9)第10490号	平成 9年 4月20日	奥谷鉄筋工業所	奥谷 英男	松山市津吉町946	平成13年 11月19日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(特 - 8)第4511号	平成 9年 2月25日	(株)関谷組	西村 克彦	松山市辰巳町 4 - 13	平成13年 12月 3日	土木工事業	建設業の廃止
(特 - 8)第9692号	平成 8年 12月 5日	(株)東和工務	只信 剛	松山市畑寺 4 - 13 - 38	平成13年 12月 4日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12)第5342号	平成12年 7月11日	上田組	上田 京子	松山市吉藤 5 - 1063	平成13年 12月11日	建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第11310号	平成13年 10月 9日	(有)樋野土木	樋野 崇	松山市古川西 2 - 16 - 21	平成13年 12月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 9)第11634号	平成 9年 7月19日	(有)豊川建設	豊川 吉充	伊予郡双海町大字串甲 1159 - 3	平成13年 10月 1日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 11)第2559号	平成12年 1月14日	藤建設	橋本 藤夫	伊予郡双海町大字上灘 甲785 - 2	平成13年 12月 6日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特 - 8) 第1375号	平成 8年 11月16日	上甲建設(株)	上甲 忠生	大洲市菅田町大竹甲10 89 - 1	平成13年 11月15日	土木工事業 塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 9)第12658号	平成 9年 5月25日	(有)泉工業	泉 忠幸	喜多郡肱川町大字名荷 谷649 - 8	平成13年 11月21日	土木工事業 屋根工事業	建設業の廃止
(般・特 - 13)第942号	平成13年 11月10日	(株)ひじ建	久保田 敦	喜多郡肱川町大字山鳥 坂346	平成13年 11月30日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 10)第14162号	平成10年 12月 8日	丸万住宅	菊地 唯司	東宇和郡宇和町大字卯 之町 3 - 235	平成13年 10月16日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 9)第8388号	平成 9年 8月11日	酒井建設	酒井 晴美	東宇和郡明浜町大字渡 江943 - 1	平成13年 11月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 8)第1759号	平成 8年 5月10日	広見建設(名)	藤城けい子	北宇和郡広見町大字西 野々326	平成13年 11月29日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 387 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	石鎚丹原線	周桑郡丹原町大字北田野556番 2 から 同大字308番15まで	旧	メートル 7.0～12.3	キロメートル 0.171	
			新	12.5～18.2	0.171	
"	東予港三津屋線	東予市北条1206番 1 から 同市北条1176番 4 地先まで	旧	10.0～46.0	0.060	
			新	20.8～33.2	0.060	

○愛媛県告示第 388 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚丹原線	周桑郡丹原町大字北田野556番 2 から 同大字308番15まで	平成14年 3月25日
"	東予港三津屋線	東予市北条1206番 1 から 同市北条1176番 4 地先まで	"

○愛媛県告示第 389 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市上野町甲1358番 8 から 同町甲1582番 3 まで	旧	メートル 7.0~20.0	キロメートル 0.479	
			新	11.5~20.0	0.479	
"	長井方堀江線	松山市福角町甲1675番 4 地先から 同町甲1675番 1 地先まで	旧	10.5~11.0	0.021	
			新	11.5~14.0	0.021	
"	"	松山市福角町甲1674番 2 地先から 同町甲1668番 1 地先まで	旧	6.4~9.8	0.035	
			新	11.6~13.4	0.035	
"	"	松山市福角町甲1634番 1 地先から 同町甲1629番 1 地先まで	旧	5.9~18.3	0.117	
			新	11.7~20.2	0.117	

○愛媛県告示第 390 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久谷森松停車場線	松山市上野町甲1358番 8 から 同町甲1582番 3 まで	平成14年 3月14日
"	長井方堀江線	松山市福角町甲1675番 4 地先から 同町甲1675番 1 地先まで	平成14年 2月22日
"	"	松山市福角町甲1674番 2 地先から 同町甲1668番 1 地先まで	"
"	"	松山市福角町甲1634番 1 地先から 同町甲1629番 1 地先まで	"

○愛媛県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥2333番3から 同村七鳥1994番地先まで	旧	メートル 3.0～27.0	キロメートル 0.837	
			新	3.0～27.0 13.5～49.5	0.837 0.815	
"	"	上浮穴郡久万町大字下畑野川乙108番4から 同大字乙102番1地先まで	旧	13.7～32.0	0.120	
			新	14.7～38.7	0.114	
"	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川1039番2から 同村黒藤川1050番地先まで	旧	3.8～9.0	0.107	
			新	6.0～20.5	0.107	

○愛媛県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥2333番3から 同村七鳥1994番地先まで	平成14年 2月28日
"	"	上浮穴郡久万町大字下畑野川乙108番4から 同大字乙102番1地先まで	平成14年 2月22日
"	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川1039番2から 同村黒藤川1050番地先まで	"

○愛媛県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	伊予郡広田村総津2239番5地先から 同村総津2095番まで 及び 伊予郡広田村総津2239番5地先から 同村総津2093番まで	旧	メートル 3.9～6.6	キロメートル 0.323	
				12.4～68.0	0.343	
		伊予郡広田村総津2239番5地先から 同村総津2093番まで	新	12.4～68.0	0.343	

○愛媛県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市大字川之内 8 番耕地464番 2 から 同大字 8 番耕地469番 5 まで	旧	メートル 5.0～7.0	キロメートル 0.070	
			新	28.0～34.0	0.070	

○愛媛県告示第 395 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市大字川之内 8 番耕地464番 2 から 同大字 8 番耕地469番 5 まで	平成14年2月22日

○愛媛県告示第 396 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	喜多郡長浜町大字出海丁378番 4	旧	メートル 12.5～16.0	キロメートル 0.032	
			新	17.8～35.0	0.032	
"	"	喜多郡長浜町大字出海丁457番13	旧	12.8～14.1	0.019	
			新	14.1～14.2	0.019	
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字穂積甲732番 4 から 同大字乙186番 6 まで	旧	5.0～17.8	0.260	
			新	11.0～28.0	0.261	
"	"	喜多郡長浜町大字穂積乙357番 2	旧	5.2～8.0	0.057	
			新	18.0～20.6	0.056	
"	"	喜多郡長浜町大字豊茂丙35番 2 地先から 同大字丙205番 6 まで	旧	3.8～51.1 16.9～101.5	0.550 0.440	
			新	16.9～56.0	0.440	
"	"	喜多郡長浜町大字豊茂甲1183番 6 から 同大字甲1240番 2 まで	旧	3.6～11.1 7.2～71.0	0.170 0.073	
			新	7.2～71.0	0.073	
"	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字重松甲892番 8 から 同大字甲893番 5 まで	旧	4.1～6.2	0.080	
			新	9.0～17.0	0.080	

○愛媛県告示第 397 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	喜多郡長浜町大字出海丁378番4	平成14年 2月22日
"	"	喜多郡長浜町大字出海丁457番13	"
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字穂積甲732番4から 同大字乙186番6まで	"
"	"	喜多郡長浜町大字穂積乙357番2	"
"	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字重松甲892番8から 同大字甲893番5まで	"

○愛媛県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東1609番1から 同町大瀬中央4189番2まで	旧	メートル 13.5～44.0	キロメートル 0.182	
			新	13.5～44.0 4.5～9.0	0.182 0.248	

○愛媛県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東3944番2から 同町大瀬中央4189番2まで	平成14年 2月22日

○愛媛県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	西宇和郡三瓶町大字有網代字立石158番2地先から 同字280番4まで	旧	メートル 6.3~13.5	キロメートル 0.257	
			新	7.0~19.1	0.257	
"	"	西宇和郡三瓶町大字有網代字下り松368番10	旧	13.2~14.9	0.032	
			新	19.6~53.6	0.032	
"	"	西宇和郡三瓶町大字下泊字クホウラ1960番3から 同大字字トマリウシロ2010番4まで	旧	6.1~12.5	0.042	
			新	12.0~15.5	0.042	

○愛媛県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西宇和郡三瓶町大字有網代字立石158番2地先から 同字280番4まで	平成14年2月22日
"	"	西宇和郡三瓶町大字有網代字下り松368番10	"
"	"	西宇和郡三瓶町大字下泊字クホウラ1960番3から 同大字字トマリウシロ2010番4まで	"

○愛媛県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三瓶線	西宇和郡三瓶町大字津布理字正ヶ市2843番2から 同大字字正勾153番3地先まで	旧	メートル 8.7~18.4	キロメートル 0.166	
			新	10.7~25.8	0.166	

○愛媛県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年2月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三瓶線	西宇和郡三瓶町大字津布理字正ヶ市2843番2から 同大字字正勾153番3地先まで	平成14年2月22日

○愛媛県告示第 404 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宇和明浜線	東宇和郡宇和町大字稲生38番 1 から 同町大字伊賀上2721番 3 まで	メートル 11.0~67.6	キロメートル 1.975	

○愛媛県告示第 405 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成14年 2月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 伊予市下吾川字壱丁地 692 番 5
- 2 申請人の住所氏名
伊予市下吾川 949 番地の 1
山田建工株式会社
代表取締役 山田 保美
- 3 図面省略

1 道路の位置

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第 4 号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年
国家公安委員会規則第 4 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公示する。
平成14年 2月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 の 名 称	製 造 業 者 名	申 請 者		検定 番号	検定の有 効期間
				氏名（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主 たる事務所の所在地）		
ぱちんこ 遊技機	第 1 種	CRフィーバー競馬王 SP	株式会社ガイドー	株 式 会 社 ガ イ ド ー （ 寶 田 久 治 ）	東京都渋谷区東二丁目23番 3 号	5944	愛媛県公安委 員会告示の日 から 3 年間
	"	CRミラクルマウス	株式会社ソフィア	株 式 会 社 ソ フ ィ ア （ 井 置 定 男 ）	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	5945	
	"	CR Eアドベンチャ ー	マルホン工業株式 会社	マ ル ホ ン 工 業 株 式 会 社 （ 岸 勇 夫 ）	愛知県春日井市桃山町一丁目 127番地	5946	
	"	CRアニマルとれいん V	株式会社サンセイ アールアンドディ	株 式 会 社 サ ン セ イ ア ー ル ア ン ド デ ィ （ 杉 島 紀 志 男 ）	愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目11番13号	5948	
	"	CR花満Z	株式会社ソフィア	株 式 会 社 ソ フ ィ ア （ 井 置 定 男 ）	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	5949	
	"	CRドクターラボ D X	株式会社エース電 研	株 式 会 社 エ ー ス 電 研 （ 武 本 孝 俊 ）	東京都台東区東上野三丁目12 番 9 号	5950	
	"	CR北斗の拳 S	サミー株式会社	サ ミ ー 株 式 会 社 （ 里 見 治 ）	東京都豊島区東池袋二丁目23 番 2 号	5952	
	"	CRゴッド21SV	株式会社ニューギ ン	株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン （ 新 井 悠 司 ）	愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目56番地	5953	
	"	CR江戸っ子源さん L 7	株式会社三洋物産	株 式 会 社 三 洋 物 産 （ 金 沢 要 求 ）	愛知県名古屋千種区今池三 丁目 9 番 21 号	5957	
	"	CR江戸っ子源さん M 6	"	"	"	5958	
	"	CR花火師勘太	マルホン工業株式 会社	マ ル ホ ン 工 業 株 式 会 社 （ 岸 勇 夫 ）	愛知県春日井市桃山町一丁目 127番地	5960	
回胴式遊 技機	回胴式	マッカチン S	株式会社アリスト クラートテクノロ ジーズ	株 式 会 社 ア リ ス ト ク ラ ー ト テ ク ノ ロ ジ ー ズ （ 加 茂 隆 曹 ）	東京都千代田区東神田二丁目 5 番 12 号	5943	
	"	ワンチャンス	"	"	"	5947	

"	ハイパーリミックス3	サミー株式会社	サミ ー 株 式 会 社 (里見 治)	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	5951
"	ガンガン	株式会社大都技研	株 式 会 社 大 都 技 研 (木原 海俊)	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号	5954
"	イチゲキテイオウ2	株式会社ロデオ	株 式 会 社 ロ デ オ (谷澤 鑛次)	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	5955
"	シャクネツキバオウ2	"	"	"	5956
"	ラトルスネーク	アイジーティー ジャパン株式会社	アイジーティー ジャパン株式会社 (スコット・ウィンゼラー)	東京都港区愛宕一丁目3番4号	5959

 雑 報

○公示による通知

愛知県知多市新舞子字大瀬49番地の1

齋田 ユキミ

(行方不明 ただし、住民票の住所)

愛媛県上浮穴郡面河村大成 877 番地

高岡 保明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成14年3月10日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年2月22日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

平成14年1月29日付け13媛収第26号審理の開催について
(審理開催の通知)

